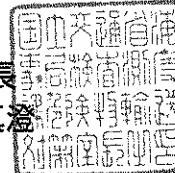


国海查第404号の2
平成27年11月27日

一般財団法人 新日本検定協会
会長 石田 隆丸 殿

海事局検査測度課
危険物輸送対策室長
伊藤 真道



コンテナ収納検査における判定基準の送付について

貴会、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は危険物の安全輸送に関しまして多大なる御協力を頂き御礼を申し上げます。

本年8月に中華人民共和国・天津市で発生した危険物専用倉庫での爆発事故を契機として、一部の国々において危険物運送に係る取扱いが厳格化される動きがあります。

また、本年9月に開催された国際海事機関・貨物運送小委員会において、2014年に関係5カ国が実施した危険物コンテナ等への立入検査(Container Inspection Program: CIP)の結果が約10%の欠陥率(欠陥数約5300件/総数5.5万件)であったことが報告され、各国に対し、危険物運送に係る安全確保が要請されているところです。

我が国においては、コンテナに収納された危険物について危険物船舶運送及び貯蔵規則第112条によるコンテナ収納検査を実施し運送時の安全を図っていることから、過去、大きな事故は発生しており、関係国によるCIPにおいても特段の欠陥の指摘は受けていないところですが、危険物運送に係る世界的な情勢を踏まえ、今般、別添の「コンテナ収納検査における判定基準」を平成28年1月1日から運用し、コンテナ収納検査の統一的取扱いを徹底することにより一層の安全を図ることとしましたので、貴会におかれましても、お取り計らいの程よろしくお願ひいたします。

以上